

裁判実務における 解雇の有効性の分水嶺を見極められる！

解雇事由別

裁判例の要点からつかむ

解雇事件の

訴訟実務

解雇事由別

裁判例の要点からつかむ

解雇事件の
訴訟実務

東京弁護士会二会研究部編著

裁判実務における
解雇の有効性の
分水嶺を見極められる！

使用者の立場で
実務上そなえておくべき
ポイントが理解できる！

平成20年以降(直近10年)の裁判例の中から、実務に役立つ裁判例を選定

具体的な事案を通じて最新の裁判例の趨勢を把握できる

第一法規

第1章 普通解雇

- 能力不足・勤務成績不良・適格性の欠如
- 職務懈怠
(欠勤・遅刻・早退の過多、勤務態度不良等)
- 協調性の欠如
- 経歴詐称
- 業務命令違反・職場規律違反・その他非違行為
- 精神・身体の障害による労働能力喪失
- 試用期間中の解雇・本採用拒否
- その他

第2章 懲戒解雇

- 経歴詐称
- 職務懈怠
- 業務命令違反
- 職場内における金銭上の不正行為
(横領・背任行為等)
- 職場内における規律違反
- 会社の財産の無断使用
- ハラスメント行為
(セクハラ・パワハラ等)

8 企業秘密等の情報漏えい

9 内部告発

10 競業行為・引き抜き行為

11 私生活上の非行行為

12 労働組合の活動にかかわる行為

13 その他

第3章 公務員に対する 分限免職・懲戒免職

1 分限免職

2 懲戒免職



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 TEL 0120-203-694
<https://www.daiichihioki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

解雇事由ごとに、

解雇等の効力

事案の概要

事実関係のポイント

裁判所の判断

実務上の指針

について解説！

41

入社時に前科を告知しなかったことを理由として懲戒解雇した事例／メッセ事件

東京地判平成22年11月10日／労判1019号131 [28171047]

解雇等の効力》懲戒解雇・有効

事案の概要

人材派遣会社であるY社が、従業員Xに対し、過去の犯罪事実を隠匿し履歴書の賞罰欄に賞罰なしと記載し、かつ、服役期間を含めてアメリカで経営コンサルタントをしてきたと虚偽の申告を行ったことを理由として懲戒解雇した事案

事実関係のポイント

(解雇に至るまでの経緯等)

- ▶ Xは、H16に信用毀損罪で逮捕され、その後に同一の社会的事象により名誉毀損罪で起訴され、懲役2年6ヶ月の実刑となり、H20.1まで服役していました
- ▶ Xは、Y社との間で期間1年間の有期雇用契約（営業業務）を締結した
- ▶ Xは、Y社への入社に際し、H16～H20までの間、渡米し、かつての部下が経営する会社の建て直しに携わったことを記載した略歴書を提出した
- ▶ Y社の代表取締役AがインターネットでXの逮捕に関するニュース記事を知ったため、X本人かどうか尋ねたところ、Xは、本人であることを認めた
- ▶ Y社は、Xに対し、犯罪事実についての起訴状等の提出を求めたが、Xは拒否した
- ▶ Y社は、Xに対し、30万円を一括で支払うとして退職を勧奨したが、Xは

172

判決文を読まずに、事実関係、判断内容がすぐに把握できます！

本書収録中の判例には、判例データベース『D1-Law.com判例体系』の判例IDを記載しています。

『D1-Law.com判例体系』をご契約の場合は、判決全文・解説等をすぐに確認できます。

退職条件について記載した書面の交付を求める等の対応をした

- ▶ Y社は、Xにに対し懲戒解雇を行い、翌年に解雇予告手当金と休業手当金を支払った

裁判所の判断

(1) 懲戒解雇事由（重要な経歴詐称）の有無について

- ▶ Y社は、Xがアメリカで経営コンサルタント業務に従事していたという虚偽の経歴も重視して原告の労働力を評価し、雇用契約を締結したことが認められる
- ▶ 雇用契約の締結以前に、Xが虚偽・勾留され、2年6ヶ月の実刑判決を受け服役していたという実質をY社に告知していたならば、Y社はその事実を前提としてXの労働力や信用性を評価し、企業秩序に対する影響等を考慮して、雇用契約を締結しなかったと認められ、かつ、客観的に見てもそのように認めるのが相当である
- ▶ 以上から、懲戒解雇事由（重大な経歴詐称）ありと判断した

(2) 解雇権滥用の有無について

- ▶ Xは服役の事実を捏ねたのみならず、渡米して経営コンサルティング業務に従事していたと虚偽の経歴を記載した略歴書を提出しており、態様は悪質である
- ▶ Y社は、Xに対し弁護の機会を与え、30万円の支払いを提示して自主退職の機会を与えており、解雇に至るまでに相当な手続を履歴したといえる
- ▶ Xは、無罪である旨主張しながら、その根拠となる資料をY社に提示することを拒否し、Y社からの退職勧奨に対しても退職条件を記載した文書の交付に拘泥するなど、Y社との信頼関係を破壊するに足りるものといえる
- ▶ 以上を総合すると、本件解雇は、Xの経歴詐称行為の性質及び態様その他の事情に照らして、客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当であると認められる

実務上の指針

》一般に「経歴詐称」は懲戒事由の代表例とされていますが、多くの裁判例において詐称された経歴は重要なものであることを要するとしています。使用者としては、労働者の経歴詐称が発覚した場合であっても、それが使用者による労働能力や信用力の評価を誤らせるものであるか、企業秩序の維持に影響を及ぼすものであるなどを検討したうえで、懲戒事由への該当性を判断する必要があります。

》経歴詐称が懲戒事由に該当する場合であっても、これを理由とする解雇が解雇権の濫用と評価されないためには、経歴詐称行為の性質及び態様その他の事情に照らして、労使間の信頼関係を破壊するに至っていることが必要となります。

》本判決では、上記のような経歴詐称行為の悪質性に加え、Y社がXに弁明の機会を与え、一定の金額の支払いを提示した自主退職の機会も与えていることについて相当な手続を履歴したものとして積極的に評価しています。このように、労働者の利益に配慮した対応を行ったうえで解雇などの重大な処分に至ることが望ましいといえます。

参考裁判例

長崎地判平成12年9月20日／労判798号34頁（中央タクシー事件）[28060703]：タクシー運転手が自らの犯罪歴を申告しなかったことを理由として論旨解雇された事例（論旨解雇・無効）

参考裁判例で、更に深掘りができます。

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索

CLICK!

キリトリ線

申込書（第一法規刊）

書名	価格	部数
解雇事由別 裁判例の要点からつかむ解雇事件の訴訟実務 [062885]	定価3,960円(本体3,600円)	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送サービスといたします。
また、お買上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおりお申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) □代金引換により支払います。 □現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりの購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、300円+税 3万円以下の場合、400円+税 10万円以下の場合、600円+税	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。
--	--	---

年 月 日

ご住所

機関名

フリガナ
ご氏名

部署名

TEL
E-mail

□公用
□私用

お客様よりお預かりした個人情報は、商品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスの改善等の目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会・修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(<https://www.daiichi-hoki.co.jp/support/contact/contact.php>)かフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL0120-203-696 FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先

〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
FAX.0120-302-640

書店印

解雇訴訟 (062885) 2018.2 SE